

関東中学校体育連盟 災害等対応要項

1 目 的

関東中学校体育連盟主催行事（体育大会、研究大会等）の開催にあたり、自然災害、緊急事態（重大事故、食中毒、感染症等）等、参加者（選手・監督、役員、観戦者）の安全、または行事の開催や運営に支障が生じた場合（予想される場合も含む）参加者の安全を確保するとともに適切な対応を図る。

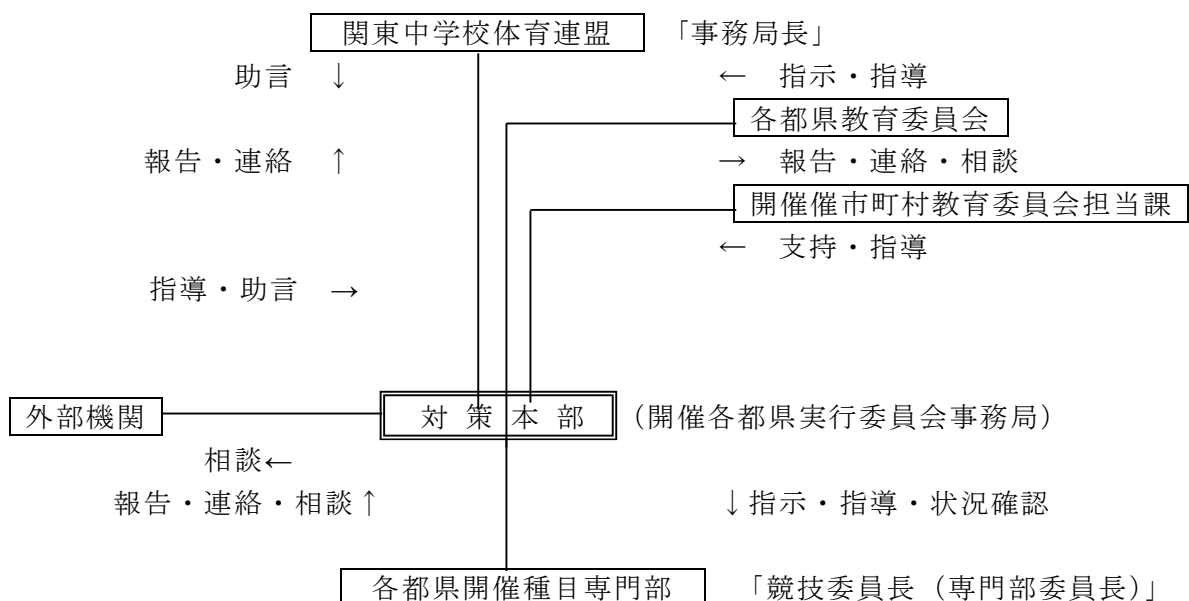
2 基本方針

- (1) 行事の実施に際しては、参加者の安全を最優先し、日程の消化や体育大会における順位の決定等においては柔軟に対応する。
- (2) 災害等への対応は、行事の運営責任者のみの判断に頼らず、教育委員会等の行政、警察、消防、保健所等の外部機関への働きかけを積極的に行う。

3 具体的な対応

(1) 対策本部の設置及び指示・連絡系統

- ① 対策本部は開催都県実行委員会事務局または開催都県（小）中学校体育連盟事務局に置くことを原則とする。
- ② 指示・連絡系統は次の図のとおりとし、各窓口は原則的に図に示した者とする。



(2) 報告

次の各項目のうち、該当する事項について書面（様式 12）をもって報告することとする。行事名、発生日時、発生場所、発生状況（被害状況）、対象者（被害者）、対処内容、その他必要事項。

(3) 状況対応

①自然災害

ア) 地震や大型の台風などの大規模な自然災害に関しては、対策本部を設置し、各都道府県の災害対策本部から発令される情報などを収集し、参加者の安全を最優先とした対応を図る。

なお、参加者の安全については、行事の期間中だけでなく、往復の移動中も考慮する。

イ) 通常 of 自然災害に関しては、対策本部を設置し、必要に応じて関係機関からの指導・助言を仰ぎ対応を図る。

ウ) 落雷に関しては現場に於ける迅速な対応が求められるので、競技委員長の判断により別紙に示した内容により対応することとする。

②重大事故

ア) 死亡、重体・重症に結びつく事故が発生した場合は、必要に応じ応急処置を実施するとともに、速やかに医療機関へ搬送する手配を行う。

また、状況に応じ警察への連絡を行う。

イ) 体育大会の開催に際しては、医師や看護師、養護教諭などを配置するとともに、競技役員が応急処置に対応できるよう、講習会に参加するなど事前の準備を種目専門部において実施する。

③食中毒

ア) 発症及び発症の疑いがある場合は、直ちに医療機関に搬送する。

イ) 医療機関、保健所などの指導・助言を受け対応を図る。特に所属校や宿舍などが発生者と同じである場合は、経過を十分に把握する。

④感染症（インフルエンザ等）

③の食中毒に準ずる。

⑤熱中症対策

令和6年度4月より、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」の新設などを内容とする改正気候変動適応法が全面実施された。同情報が発令された場合には、生徒の生命の安全を最優先し、屋外競技における当該都県の当該日の競技を中止する。

4 その他

(1) 報道機関等への対応は、対策本部の担当者に一本化する。

(2) 体育大会において災害等により日程が消化できない場合に備え、順位の決定や全国大会への出場決定方法を、専門部において予め決定しておく。

第53回関東中学校陸上競技大会実行委員会より ～大会運営について～

原則として、期日は延長しないものとし、下記の条件に従って主催者側で決定し、8月8日（金）には終了する。

(1) 状況に応じて、競技日程を変更したり、競技を中止したりする場合がある。

(2) フィールド種目は全員が終了したラウンドや高さで順位を決定する場合がある。